

第71回定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月19日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都中央区晴海四丁目7番28号
ホテルマリナーズコート東京 4階（飛鳥）

目次

第71回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	19
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告	44



 **株式会社ピーエス三菱**
(証券コード：1871)

証券コード 1871
2019年5月31日

株 主 各 位

東京都中央区晴海二丁目5番24号

株式会社 **ピーエス三菱**

代表取締役社長 **藤井 敏道**

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月18日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月19日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区晴海四丁目7番28号
ホテルマリナーズコート東京 4階（飛鳥）
3. 目的事項
報告事項 1. 第71期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件
第5号議案 監査役の報酬額改定の件
第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.psmic.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主様に対する配当政策を最重要課題の一つとして位置づけており、健全な経営基盤を維持するため内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。また、当社グループは、「中期経営計画2016（2016年度～2018年度）」を策定しており、計画期間における配当性向につきましては、平均で23%以上を目指すこととしております。

このような方針のもと、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金32円（うち普通配当20円、特別配当12円）

総額1,516,702,432円

期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、株主様に対する利益還元として、前事業年度より普通配当を1株当たり2円増配し20円とし、特別配当12円を加えた32円といたしたいと存じます。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月20日

【ご参考：1株当たりの配当金推移】

	第69期 (2016年度)	第70期 (2017年度)	第71期 当連結会計年度 (2018年度)	第72期 (2019年度)
配当金 (普通配当) (特別配当)	12円 (12円) —	18円 (18円) —	32円 (20円) (12円)	20円 (予想) (20円 (予想)) —
配当性向	21.3%	21.9%	18.9%*	42.6% (予想)

*当連結会計年度における配当性向は、繰延税金資産の計上による法人税等調整額の影響額を除きますと、単年度では23.9%となり、中期経営計画の3ヶ年平均では22.4%となります。

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	ふじ 藤 い 井 とし 敏 みち 道 〈再任〉	代表取締役社長 社長執行役員 全般統理	15回/15回 (100%)
2	もり 森 たく 拓 や 也 〈再任〉	代表取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐・海外事業担当	15回/15回 (100%)
3	くら 蔵 もと 本 おさむ 修 〈再任〉	代表取締役 専務執行役員 土木本部長	15回/15回 (100%)
4	くろ 黒 やなぎ 柳 たつ 辰 や 弥 〈再任〉	代表取締役 専務執行役員 建築本部長	13回/15回 (86%)
5	こ 小 やま 山 やす 靖 し 志 〈再任〉	取締役 常務執行役員 管理本部長	15回/15回 (100%)
6	い 居 むら 村 のぼる 昇 〈再任〉	取締役 常務執行役員 経営企画担当・建築本部副本部長	15回/15回 (100%)
7	きし 岸 かず 和 ひろ 博 〈再任〉 〈社外〉	社外取締役	12回/15回 (80%)
8	すず 鈴 き 木 とし 俊 あき 明 〈再任〉 〈社外〉 〈独立〉	社外取締役	11回/13回 (84%)
9	さ 佐 の 野 ゆう 裕 いち 一 〈再任〉 〈社外〉 〈独立〉	社外取締役	12回/13回 (92%)

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況
1	ふじ い とし みち 藤井敏道 (1954年3月4日生) 〈再任〉 <u>20,741株</u>	1977年4月 三菱鉱業セメント株式会社（現三菱マテリアル株式会社）入社 2003年6月 同社セメント事業カンパニー生産管理部長 2007年6月 同社九州工場長 2009年6月 同社執行役員 セメント事業カンパニー技術統括部長 2010年6月 同社代表取締役 常務取締役 セメント事業カンパニープレジデント 2010年6月 当社社外取締役 2014年1月 三菱マテリアル株式会社 代表取締役副社長 セメント事業カンパニープレジデント 2014年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 全般統理・管理関係担当兼CS R担当 2014年9月 当社代表取締役社長 社長執行役員 全般統理・管理関係担当 2016年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 全般統理（現在に至る） <重要な兼職の状況> 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
【取締役候補者とした理由】		
藤井敏道氏は、上場企業の経営者として豊富な経験・実績・見識を有するとともに、当社代表取締役社長に就任後は、強力なリーダーシップを発揮し、経営理念に基づく中期経営計画等の経営戦略を推進するなど、最高経営責任者として当社グループの経営を牽引しております。以上のことから、当社の事業経営を推進し継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き、取締役候補者としております。		
2	もり たく や 森拓也 (1956年1月27日生) 〈再任〉 <u>6,368株</u>	1979年4月 当社入社 2006年4月 当社技術本部副本部長兼土木技術第一部長 2007年4月 当社執行役員 名古屋支店長 2010年4月 当社執行役員 技術本部長兼工務監督室長 2010年6月 当社取締役 執行役員 技術本部長兼工務監督室長・安全品質環境担当 2012年4月 当社取締役 常務執行役員 技術本部長・安全品質環境担当 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 技術本部長・安全品質環境担当兼海外事業担当 2016年4月 当社取締役 副社長執行役員 技術本部長・安全品質環境担当兼海外事業担当 2016年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 技術本部長・安全品質環境担当兼海外事業担当 2018年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐・技術本部長・海外事業担当 2019年4月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐・海外事業担当（現在に至る）
【取締役候補者とした理由】		
森拓也氏は、建設に関する専門技術に精通した豊富な経験・実績・見識を有するとともに、当社取締役就任後は、技術および海外部門などを担当・統括し、社長補佐として経営理念に基づく中期経営計画等の経営戦略を推進するなど、取締役としての職務を果たしております。以上のことから、当社の事業経営を推進し継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況
3	くらもと おさむ 蔵本 修 (1955年10月18日生) 〈再任〉 8,138株	1980年4月 当社入社 2002年10月 当社大阪支店P C事業部技術部長 2004年4月 当社大阪支店土木工事統括部技術部長 2004年7月 当社広島支店土木営業部長 2006年4月 当社広島支店長 2007年4月 当社執行役員 広島支店長 2008年4月 当社執行役員 西日本支社副支社長兼九州支店長 2009年4月 当社執行役員 大阪支店長 2010年6月 当社常務執行役員 大阪支店長 2014年4月 当社常務執行役員 東京土木支店長 2017年4月 当社常務執行役員 土木本部長兼高速鉄道推進室長 2017年6月 当社代表取締役 常務執行役員 土木本部長兼高速鉄道推進室長 2018年4月 当社代表取締役 専務執行役員 土木本部長 (現在に至る)
【取締役候補者とした理由】 蔵本修氏は、土木の専門技術に精通した豊富な経験・実績・見識を有するとともに、当社取締役就任後は、土木部門を担当・統括し、経営理念に基づく中期経営計画等の経営戦略を推進するなど、取締役としての職務を果たしております。以上のことから、当社の事業経営を推進し継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き、取締役候補者としております。		
4	くろ やなぎ たつ や 黒柳 辰弥 (1957年3月23日生) 〈再任〉 7,468株	1979年4月 三菱建設株式会社入社 2006年4月 当社東京建築支店建築統括部工事第三部長 2012年4月 当社東京建築支店建築工事部長 2013年4月 当社東京建築支店長 2014年4月 当社執行役員 東京建築支店長 2016年4月 当社常務執行役員 建築本部長 2016年6月 当社代表取締役 常務執行役員 建築本部長 2019年4月 当社代表取締役 専務執行役員 建築本部長 (現在に至る)
【取締役候補者とした理由】 黒柳辰弥氏は、建築の専門技術に精通した豊富な経験・実績・見識を有するとともに、当社取締役就任後は、建築部門を担当・統括し、経営理念に基づく中期経営計画等の経営戦略を推進するなど、取締役としての職務を果たしております。以上のことから、当社の事業経営を推進し継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況
5	こ やま やす し 小山靖志 (1957年11月8日生) 〈再任〉 <u>5,368株</u>	1980年4月 三菱鉱業セメント株式会社（現三菱マテリアル株式会社）入社 2005年11月 同社関連事業室副事業室長 2007年4月 当社社長室長付 2007年7月 当社社長室関連事業部長 2009年6月 三菱マテリアル株式会社セメント事業カンパニー 管理統括部グループ会社管理部長 2011年6月 同社関連事業室長 2014年9月 当社執行役員 管理本部長・CSR担当 2016年4月 当社執行役員 管理本部長 2016年6月 当社取締役 執行役員 管理本部長 2018年4月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長（現在に至る）
【取締役候補者とした理由】 小山靖志氏は、グループ事業戦略等、管理部門に関する豊富な経験・実績・見識を有するとともに、当社取締役就任後は、管理部門を担当・統括し、経営理念に基づく中期経営計画等の経営戦略を推進するなど、取締役としての職務を果たしております。以上のことから、当社の事業経営を推進し継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き、取締役候補者としております。		
6	い むら のぼる 居村昇 (1959年3月4日生) 〈再任〉 <u>2,144株</u>	1981年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1998年4月 同行横浜駅前支店副支店長 1999年6月 同行大伝馬町支店副支店長 2002年3月 同行リテール融資部次長 2007年10月 同行リテール業務部部长 2008年7月 同行新丸の内ローン推進部長 2010年6月 エム・ユー不動産調査株式会社代表取締役社長 2012年2月 三菱UFJローンビジネス株式会社代表取締役社長 2014年6月 当社取締役 執行役員 建築本部副本部長 2018年4月 当社取締役 執行役員 建築本部副本部長・経営企画担当 2019年4月 当社取締役 常務執行役員 経営企画担当・建築本部副本部長 （現在に至る）
【取締役候補者とした理由】 居村昇氏は、金融機関における経営の豊富な経験・実績・見識を有するとともに、当社取締役就任後は、経営企画および建築部門を担当し、経営理念に基づく中期経営計画等の経営戦略を推進するなど、取締役としての職務を果たしております。以上のことから、当社の事業経営を推進し継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況
7	<p>きし かず ひろ 岸 和 博 (1958年12月25日生)</p> <p>〈再任〉 〈社外〉</p> <p>0株</p>	<p>1984年4月 三菱鉱業セメント株式会社（現三菱マテリアル株式会社）入社 2010年6月 同社岩手工場長 2011年6月 同社セメント事業カンパニー生産部長 2014年4月 同社執行役員 九州工場長 2016年4月 同社執行役員 セメント事業カンパニーバイスプレジデント 2017年4月 同社常務執行役員 セメント事業カンパニープレジデント 2017年6月 当社社外取締役（現在に至る） 2018年6月 三菱マテリアル株式会社代表取締役 常務執行役員 セメント事業カンパニープレジデント（現在に至る）</p> <p><重要な兼職の状況> 三菱マテリアル株式会社代表取締役 常務執行役員 セメント事業カンパニープレジデント 宇部三菱セメント株式会社社外取締役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>岸和博氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外取締役就任後は、独立した客観的な立場から当社の経営に有用な助言・監督をしていただいております。以上のことから、当社の継続的な発展に貢献していただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者としております。</p>		
8	<p>すず き とし あき 鈴木 俊 明 (1956年8月18日生)</p> <p>〈再任〉 〈社外・独立〉</p> <p>0株</p>	<p>1980年3月 秩父セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2008年4月 同社東北支店セメント営業部長 2011年4月 同社東北支店長 2014年4月 同社執行役員 東北支店長 2015年4月 同社執行役員 東京支店長 2018年4月 同社常務執行役員 セメント事業本部長 2018年6月 当社社外取締役（現在に至る） 2018年6月 太平洋セメント株式会社取締役 常務執行役員 セメント事業本部長（現在に至る）</p> <p><重要な兼職の状況> 太平洋セメント株式会社取締役 常務執行役員 セメント事業本部長</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>鈴木俊明氏は、上場会社の取締役として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外取締役就任後は、独立した客観的な立場から当社の経営に有用な助言・監督をしていただいております。以上のことから、当社の継続的な発展に貢献していただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況
9	さのゆういち 佐野裕一 (1960年4月7日生) <再任> <社外・独立> <u>0株</u>	1985年4月 住友電気工業株式会社入社 2007年4月 Sumiden Wire Products Corporation (米国) 代表取締役社長 2013年6月 住友電気工業株式会社特殊線事業部スチールコード部長 2013年6月 住友電工スチールワイヤー株式会社取締役 2014年11月 Sumiden Steel Wire (Thailand) Co.,Ltd (タイ) 代表取締役社長 2017年6月 住友電気工業株式会社執行役員 特殊線事業部次長兼スチールコード部長 2017年6月 住友電工スチールワイヤー株式会社代表取締役社長 2018年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2018年6月 住友電気工業株式会社常務執行役員 特殊線事業本部長兼特殊線事業部長 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 住友電気工業株式会社常務執行役員 特殊線事業本部長兼特殊線事業部長
【社外取締役候補者とした理由】 佐野裕一氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外取締役就任後は、独立した客観的な立場から当社の経営に有用な助言・監督をしていただいております。以上のことから、当社の継続的な発展に貢献していただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式の数には、役員持株会における持分を含んでおります。
3. 岸和博、鈴木俊明および佐野裕一の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は鈴木俊明および佐野裕一の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、鈴木俊明および佐野裕一の両氏が社外取締役に就任した場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 岸和博、鈴木俊明および佐野裕一の各氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって岸和博氏が2年、鈴木俊明および佐野裕一の両氏が1年となります。
5. 当社は岸和博氏が代表取締役を務める三菱マテリアル株式会社から工事の受注ならびに建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が両社の売上高に占める割合はどちらも僅少であります。なお、岸和博氏は、2019年6月21日付で三菱マテリアル株式会社の代表取締役を退任する予定であります。
6. 当社は、鈴木俊明氏が取締役を務める太平洋セメント株式会社のグループ会社から、建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が両社の売上高に占める割合はどちらも僅少であることから、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。
7. 佐野裕一氏が常務執行役員を務める住友電気工業株式会社は、2019年4月1日付で、同氏が代表取締役を務め、当社と取引関係がありました住友電工スチールワイヤー株式会社を吸収合併し、その権利義務全部を継承しております。同日、住友電工スチールワイヤー株式会社は解散し、佐野裕一氏は2019年3月31日付で、同社の代表取締役を退任いたしました。当社は、住友電気工業株式会社が住友電工スチールワイヤー株式会社の権利義務を継承したことにより、同社から建設資材を購入する等の取引関係が生じておりますが、当社と同社間の取引高が両社の売上高に占める割合はどちらも僅少であることから、佐野裕一氏の社外取締役としての独立性は確保されております。
8. 当社は、岸和博、鈴木俊明および佐野裕一の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役大内辰夫および鈴木義晃の両氏は辞任により退任いたしますので、これに伴い監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者水嶋一樹氏は監査役大内辰夫氏の補欠として、監査役候補者正木慎一氏は監査役鈴木義晃氏の補欠として選任をお願いするものであります。その任期は、当社定款の定めにより辞任される監査役の任期の満了する時までであり、監査役候補者水嶋一樹氏は2021年3月期にかかる定時株主総会終結の時まで、監査役候補者正木慎一氏は2022年3月期にかかる定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案の提出につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況
1	みずしま かず き 水嶋一樹 (1960年9月10日生) 〈新任〉 〈社外〉 0株	1986年4月 三菱金属株式会社（現三菱マテリアル株式会社）入社 2006年4月 同社中央研究所部長 2010年6月 同社開発・マーケティング部門開発企画室室長 2014年4月 同社技術開発部部长 2015年4月 同社執行役員 技術開発部部长 2017年4月 同社執行役員 技術統括本部副本部長 2018年4月 同社開発顧問（現在に至る）
<p>【社外監査役候補者とした理由】 水嶋一樹氏は、上場会社の執行役員および技術部門の責任者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として、独立した客観的な立場から取締役の職務の執行を監査していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況
2	まさ き しん いち 正木 慎一 (1955年2月5日生) 〈新任〉 <u>10,891株</u>	1983年4月 三菱鉱業セメント株式会社（現三菱マテリアル株式会社）入社 1996年4月 当社建築部担当課長代理 2007年4月 当社建築本部建築企画部長 2013年4月 当社建築本部副本部長兼建築企画部長 2015年4月 当社執行役員 建築本部副本部長兼建築企画部長兼建築営業部長 2018年1月 当社執行役員 建築本部副本部長兼管理本部副本部長兼不動産部長 2018年10月 当社執行役員 管理本部副本部長兼不動産部長 2019年4月 当社管理本部顧問（現在に至る）
【監査役候補者とした理由】 正木慎一氏は、主に当社建築部門において事業戦略に携わり、建築事業における豊富な経験・実績・見識を有するとともに、執行役員として当社の事業運営に精通しており、幅広い視点から取締役の職務の執行を監査していただけるものと判断し、監査役候補者としております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水嶋一樹氏は、社外監査役候補者であります。
3. 水嶋一樹および正木慎一の両氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 水嶋一樹および正木慎一の両氏が選任された場合、両氏は本定時株主総会終了後に開催される監査役会において、常勤監査役として選定される予定であります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額については、2002年6月27日開催の第54回定時株主総会において月額3,500万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

この間、退職慰労金制度の廃止、業績連動型株式報酬制度の導入など、業績連動性をより明確にした役員報酬体系へと見直しを行っており、今後も年間を通じた柔軟かつ機動的な報酬政策を可能とするため、取締役の報酬額につきましては、月額報酬の定めを年額報酬による定めに変更するとともに、現行の月額3,500万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）を年額3億5,000万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬につきましては、別途2016年6月28日開催の第68回定時株主総会において、取締役および執行役員（社外取締役を除く）を対象とした会社業績に連動した業績連動型株式報酬の額として、3事業年度を対象として合計2億6,000万円を上限と決議いただいておりますが、第6号議案「取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件」が原案のとおり承認可決されますと、3事業年度を対象として合計3億5,000万円が上限となります。

また、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案のとおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2016年6月28日開催の第68回定時株主総会において、月額550万円以内とご承認いただいておりますが、今後ますます監査役の責務や役割が増大すること等を勘案し、監査役の報酬額につきましては、月額による定めを年額による定めに変更するとともに、監査役の報酬額を年額7,500万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）ありますが、第3号議案「監査役2名選任の件」が原案のとおり承認可決されましても、監査役の員数に変更はありません。

第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

本議案は、2016年6月28日開催の第68回定時株主総会においてご承認いただきました業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、今後の事業規模拡大等を目指す中で、経営体制の強化に備えるため、報酬枠を改めて設定することにつきご承認をお願いするものであります。なお、その他の内容に変更はありません。

【報酬枠の改定内容】

1. 信託期間中、3事業年度を対象として当社が拠出する金員について、上限合計2億6,000万円（現行）を合計3億5,000万円に設定する。
2. 信託期間中、1事業年度当たりを取締役等に付与される付与ポイント総数について、上限235,000ポイント（現行）を210,000ポイントに設定する。

本制度は、当社を取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）および執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として導入することにつき、ご承認をいただき、現在に至っております。

本議案は、第4号議案でご承認をお願いしている取締役に対する報酬枠（年額3億5,000万円以内）とは別枠として、ご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと6名（社外取締役3名を除く）となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は、第2号議案が原案のとおり承認可決されますと9名となります。）、本制度に基づく報酬には、取締役を兼務しない執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託（下記(2)に定義される。）の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

本制度における報酬等の額・内容等

(1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です（詳細は(2)以降のとおり。）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役および執行役員（社外取締役を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記(2)のとおり。)	・3事業年度を対象として、合計3億5,000万円
取締役等が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法 (下記(2)および(3)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・信託期間中、1事業年度当たり、取締役等に付与される付与ポイント数の上限は210,000ポイントであり、当該ポイントに相当する当社株式の数の発行済株式の総数（2019年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.44% ・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
③業績達成条件の内容 (下記(3)のとおり。)	・毎事業年度の会社業績指数（連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益等）の中期経営計画に対する達成度に応じて変動（0～125%の範囲で決定）
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(4)のとおり。)	・退任後

(2)当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計3億5,000万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中毎年、取締役等に付与ポイント（下記(3)に定める。）の付与を行い、取締役等の退任後（取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計3億5,000万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、3億5,000万円の範囲内とします。

(3)取締役等が取得する当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の算定方法および上限
取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）は、
以下に定める累積ポイント数に基づき、定まります。なお、1ポイント＝1株とし、1ポイント未
満の端数は切り捨てます。

取締役等には、信託期間中の毎年6月に、役員ごとにあらかじめ定められた、以下の算定式で計
算される基本ポイントに同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度に応じて変動する業
績連動係数を乗じたポイントが付与ポイントとして付与されます。

付与ポイントは各事業年度における中期経営計画の目標値に対する業績達成度に応じて、基本ポ
イントの0～125%の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標は、連結売上高、連結営業利
益、連結当期純利益等とします。業績達成度を評価する指標に連結業績数値を採用することにより、
当社グループ全体の業績向上を目指すインセンティブとします。

なお、信託期間中の事業年度（但し、取締役については、対象期間中の各定時株主総会から翌年
の定時株主総会までの各期間とする。）の途中で退任した取締役等には、当該事業年度（取締役に
ついては、直前の定時株主総会から翌定時株主総会までの1年間）にかかる付与ポイントとして、
当該事業年度における退任までの在任期間（取締役については、直前の定時株主総会から退任まで
の在任期間）に応じた基本ポイントがその時点で付与され、定時株主総会をもって退任する取締
役に対しては、当該定時株主総会の開催日の直前の定時株主総会から当該定時株主総会までの1年間
にかかる基本ポイントに当該定時株主総会の開催日の直前の事業年度における業績達成度に応じて
変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

（基本ポイントの算定式）

役員別に定める基本金額 ÷ 対象期間の開始する事業年度の8月の東京証券取引所におけ
る当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

（付与ポイントの算定式）

基本ポイント × 業績連動係数

受益者要件を充足する者には、本信託から、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行
うものとします。

本信託の信託期間中に取締役等に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり210,000ポイント
を上限とします。この付与ポイント総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株
価等を参考に設定しています。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加ま
たは減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、当社は1ポイント当たりに交付等
される当社株式等の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）および取締役等に付与される付与
ポイント総数の上限を調整します。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任後（死亡時を除く。）に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、当該ポイントの70%に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足した取締役等が死亡した場合、死亡後に上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

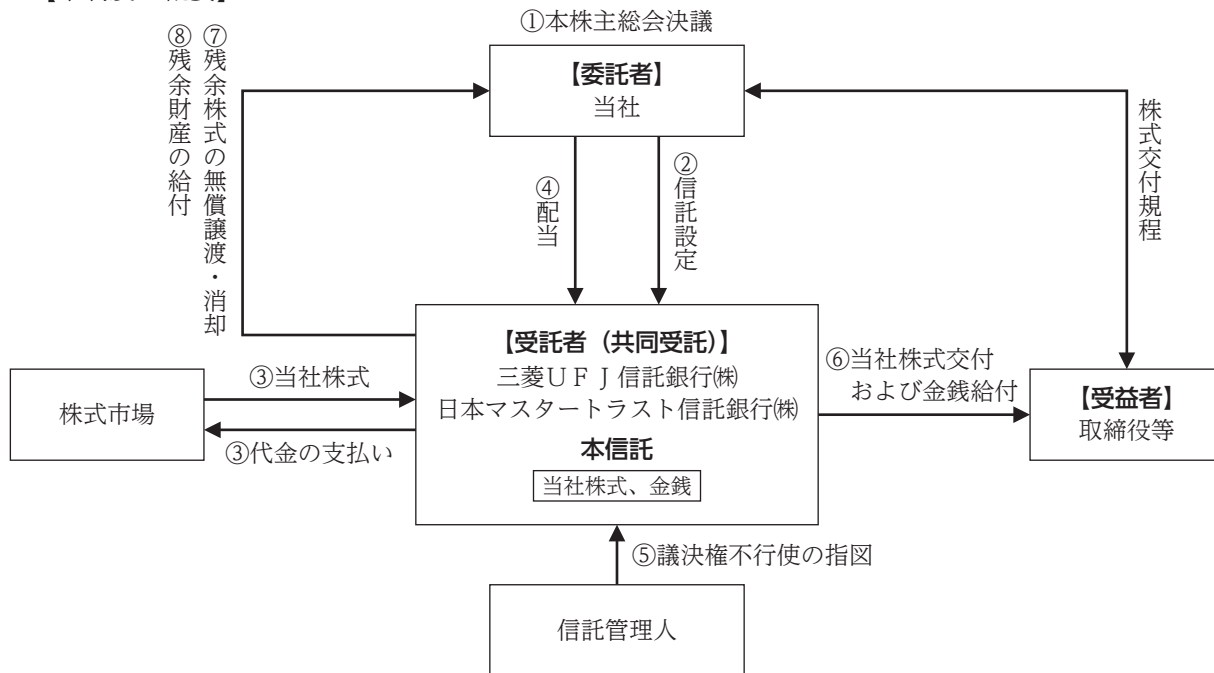
本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（ご参考：2019年5月13日付プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ」からの抜粋）

【本制度の概要】



- ①当社は、本株主総会において本制度の報酬枠に関して改めて決議を得ます。
- ②当社は、本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を満たす取締役等を受託者とする信託（以下、「本信託」という。）の期間を延長します。
- ③本信託は、信託管理人の指図に従い、信託内の金銭（②で追加信託された金銭を含む。）を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ④本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥信託期間中、株式交付規程の定めに従い、毎事業年度における業績等に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等は、取締役等の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する当社株式については、株式交付規程の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑦信託期間中の毎事業年度の業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等について定められる累積ポイント数に相当する当社株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

【信託契約の内容】

- | | |
|---------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2016年8月8日 |

- ⑧ 信託の期間 2016年8月8日～2019年10月末日（2019年8月8日付の信託契約の変更により2022年10月末日まで延長予定）
- ⑨ 制度開始日 2016年9月1日
- ⑩ 議決権行使 行使しない
- ⑪ 取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫ 信託金の上限額 3億5,000万円（信託報酬・信託費用を含む。）
- ⑬ 株式の追加取得時期 2019年8月13日（予定）～2019年10月末日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。）
- ⑭ 株式の取得方法 株式市場より取得
- ⑮ 帰属権利者 当社
- ⑯ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

- ① 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行います。
- ② 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行います。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、足元では輸出の伸び悩みや生産の一部に弱さが見られましたが、底堅い国内需要に支えられ、企業収益は概ね高い水準を維持しており、設備投資も増加基調にあります。また、個人消費においては、雇用・所得環境の改善を背景に持ち直し、景気は緩やかな回復が持続しております。一方で、米中貿易摩擦や英国のEU離脱などによる企業業績への影響、消費税増税による景気の低迷懸念など、事業環境の不透明さが増しており、引き続き予断を許さない状況となっております。

当社グループが属する建設産業におきましては、防災・減災対策や老朽化したインフラ整備などによる建設投資が底堅さを維持したことにより、経営環境は良好に推移しました。

このような経済状況のもと、当社は「中期経営計画2016（2016年度～2018年度）」の基本方針・基本戦略に基づき、最終年度である当連結会計年度においても、組織体制の強化や採算管理の徹底を図ることで、経営基盤の強化と安定経営に取り組んでまいりました。土木事業においては、新設橋梁での安定的な受注・売上規模を維持しつつ、成長分野である床版取替工事等の大規模更新・メンテナンス分野の事業を拡げました。建築事業では、品質最優先の取り組みおよびコスト競争力の強化に努め、PC（プレストレスト・コンクリート）技術を取り入れた企画・提案型の受注活動に取り組んでまいりました。

当社グループの2018年度の業績は、受注については、土木部門の大幅な増加により、1,334億51百万円（前期1,030億12百万円 前期比29.5%増）となりました。連結売上高につきましては、前期からの繰越高の減少により1,102億79百万円（前期1,148億41百万円 前期比4.0%減）となりました。損益の状況につきましては、当社ならびに子会社の業績が順調に推移したことにより、連結営業利益87億47百万円（前期54億40百万円 前期比60.8%増）、連結経常利益87億89百万円（前期53億47百万円 前期比64.4%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、当社における繰延税金資産の計上に伴う税金費用の影響等により79億18百万円（前期38億44百万円 前期比106.0%増）となりました。配当につきましては、前期より普通配当を2円増配した20円とし、特別配当12円を加え、普通株式1株につき32円の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただきます。

企業集団の受注実績は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)	増減(△)率
土木事業	55,573	85,066	53.1%
建築事業	45,165	46,188	2.3%
製造事業	1,638	1,551	△5.3%
その他兼業事業	634	644	1.4%
合 計	103,012	133,451	29.5%

(注) 土木事業および建築事業には当社単独の製品(工事中用材)受注額を含んでおります。

企業集団の売上実績は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)	増減(△)率
土木事業	63,798	67,489	5.8%
建築事業	48,770	40,592	△16.8%
製造事業	1,638	1,551	△5.3%
その他兼業事業	634	644	1.7%
合 計	114,841	110,279	△4.0%

(注) 当社および連結子会社では、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載しておりません。

当社の受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	土木工事	53,380	73,244	55,895	70,729
	建築工事	31,125	45,212	39,823	36,514
	工事計	84,506	118,456	95,719	107,244
	製品	2,643	3,610	2,014	4,240
	計	87,150	122,067	97,733	111,484
その他兼業事業	不動産事業	4	77	78	3
合 計	87,154	122,145	97,811	111,488	

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は23億75百万円であり、その主なものは当社が自家建設した賃貸用建物・構築物18億2百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの資金として当社は、運転資金の調達手段として当座貸越契約およびシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約の他、長期借入契約を締結しております。長期借入に金利変動リスクに対して金利スワップ取引により支払利息の固定化を実施しておりますが、デリバティブ取引は社内規程に従い実行しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第68期 (2015年度)	第69期 (2016年度)	第70期 (2017年度)	第71期 (当連結会計年度) (2018年度)
受 注 高 (百万円)	115,670	103,013	103,012	133,451
売 上 高 (百万円)	96,066	96,715	114,841	110,279
経 常 利 益 (百万円)	2,799	3,454	5,347	8,789
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,817	2,653	3,844	7,918
1株当たり親会社株主 に帰属する当期純利益 (円)	38.34	56.41	82.15	169.17
総 資 産 (百万円)	69,000	77,306	(注) 83,296	90,196
純 資 産 (百万円)	22,544	24,722	28,316	35,441

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況
親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ニューテック康和	90百万円	100.0%	構造物の維持・補修
株式会社ピーエスケー	90百万円	100.0%	土木建築用機材の賃貸
ピー・エス・コンクリート株式会社	90百万円	100.0%	コンクリート製品の製造、販売

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、2016年5月に「中期経営計画2016（2016年度～2018年度）」を策定し、その実現に向けて各種施策に取り組んでまいりました。計画期間中の外部環境は良好に推移し、当社グループは組織体制の整備や採算管理の徹底を図ることで、安定して利益の出せる骨太な経営体質になり、最終年度である当連結会計年度（2018年度）においては、5期連続の最高益更新となりました。

しかしながら、今後の建設業を取り巻く事業環境については、大阪万博開催等の明るい話題もありますが、東日本大震災の復興や東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う建設需要はピーク期を過ぎ、また、建設投資の中身については、新設から維持・補修へと質的变化が想定よりも早く進んでいることから、大きな転換期を迎えることとなります。加えて、労働人口の減少・高齢化や働き方改革の推進、都市と地方との地域間格差の広がりなど、社会情勢の変化は更に加速するものと思われ、厳しい事業環境が予想されます。

当社グループでは、斯かる事業環境を鑑み、P C業界のトップランナーとして新たに10年後の目指す姿を見直し、その実現（課題解決）に向けて「中期経営計画2019（2019年度～2021年度）」を策定いたしました。当社グループ全体で事業環境の転換期における持続的な成長を実現し、魅力あふれる企業集団になることを目標と定め、本計画の達成のためにグループ一丸となって取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

●長期経営ビジョン（10年後の目指す姿）

『社会基盤の強靱化にP C技術を核とした省人・省力化施工で貢献する企業集団となる』

- I いいものを作り続ける [信頼]
- II 成長分野をリードする [成長]
- III 新しいフィールドへ挑戦する [挑戦]
- IV グループの強みを活かす [連携]

[連結数値目標] 2029年度

受注・売上規模1,500億円、営業利益率6%以上を目指す

●中期経営計画2019（2019年度～2021年度）の概要

①戦略テーマ

『さらなる収益基盤の強化と変革による成長分野の拡大』

②基本方針

- ◆「安全」・「品質」・「CSR」の徹底で、社会より高い信頼と評価を得る
- ◆省人・省力化施工の開発と改善を推進し生産性を向上させ、収益基盤を強化する
- ◆成長分野（大規模更新、PC建築、メンテナンス、海外）への取り組みを強化し、事業領域を拡大する
- ◆多様な人財の確保・育成を行い職場環境を活性化し、各人の能力向上を図る
- ◆働き方改革を加速させるとともに、IoT、ICTを最大限活用し業務効率を高める
- ◆技術開発・人財・設備への投資を充実させ、他社との差別化を図る
- ◆他業種との協力、協業を推進し、建設周辺事業での収益源の多様化を進める

③目標とする連結経営指標

- ◆省人・省力化施工の開発と改善を推進し生産性を向上させ収益基盤を強化するとともに、成長分野（大規模更新、PC建築、メンテナンス、海外）への取り組みを強化し事業領域を拡大させ、連結営業利益率4.2%以上を目指す
- ◆事業特性やリスクを踏まえ、更なる財務基盤の強化と資本効率の向上を図り、ROE9.0%以上、ROA5.0%以上、D/Eレシオ0.30倍以下を目指す

【連結数値目標】

	2019年度	2020年度	2021年度
受注高 (百万円)	113,000	116,000	120,000
売上高 (百万円)	110,000	114,000	118,000
営業利益 (百万円)	3,600	4,100	4,900
営業利益率 (%)	3.3	3.6	4.2
ROE (%)	6.2	7.6	9.0
ROA (%)	3.8	4.4	5.0
D/Eレシオ (倍)	0.30	0.30	0.30
配当性向	25%～30%		

(5) **主要な事業内容** (2019年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社8社、関連会社2社およびその他の関係会社1社で構成され、建設事業を主な事業の内容としており、事業部門別の内容は下記のとおりであります。

① 土木事業

プレストレスト・コンクリート工事、その他一般土木工事の請負ならびに企画、設計、施工監理、コンサルティング業務、プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売、工事用機器の賃貸等

② 建築事業

プレストレスト・コンクリート工事、その他一般建築工事の請負ならびに企画、設計、施工監理、コンサルティング業務、プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売、工事用機器の賃貸等

③ 製造事業

プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売

④ その他兼業事業

不動産の売買、賃貸および仲介、損害保険代理業等

(6) **主要な営業所および工場** (2019年3月31日現在)

① 当 社

本 社： 東京都中央区晴海二丁目5番24号

支 店： 東京土木支店（東京都中央区） 東 北 支 店（宮城県仙台市）

東京建築支店（東京都中央区） 大 阪 支 店（大阪府大阪市）

名古屋支店（愛知県名古屋市） 広 島 支 店（広島県広島市）

九 州 支 店（福岡県福岡市）

工 場： 七 尾 工 場（石川県七尾市） 久 留 米 工 場（福岡県久留米市）

② 子会社

株式会社ニューテック康和（東京都北区）

株式会社ピーエスケー（東京都中央区）

ピー・エス・コンクリート株式会社（東京都千代田区）

菱 建 商 事 株 式 会 社（東京都北区）

菱 建 基 礎 株 式 会 社（東京都豊島区）

株 式 会 社 亀 田 組（大阪府大阪市）

株式会社コンポニンド・ベトンジャヤ（インドネシアジャカルタ）

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計 年度末比増減
土木事業	929名	38名減
建築事業	392	19名増
製造事業	203	4名減
その他兼業事業	38	2名減
全社(共有)	138	一名
合計	1,700	25名減

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 全社(共有)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,089名	22名増	43歳7ヶ月	18年10ヶ月

(注) 使用人の状況には、出向派遣者15名ならびに顧問は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	5,563百万円
株式会社みずほ銀行	1,619

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 110,000,000株
- ②発行済株式の総数 47,486,029株
- ③株主数 8,805名
- ④大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
三菱マテリアル株式会社	15,860,354	33.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,644,200	9.79
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	4,491,300	9.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,852,500	3.90
住友電気工業株式会社	1,834,800	3.87
岡山県	839,740	1.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （役員報酬BIP信託口・75949口）	580,698	1.22
三菱地所株式会社	496,000	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	475,000	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	439,300	0.92

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（89,078株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 自己株式には、取締役等に対する業績連動型報酬制度の信託口である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口・75949口）が保有する当社株式（580,698株）は含まれておりません。
4. 2018年11月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社りそな銀行が2018年10月31日現在で当社株式2,435,800株を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	藤 井 敏 道※	全般統理 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
代表取締役副社長 副社長執行役員	森 拓 也※	社長補佐・技術本部長・海外事業担当
代 表 取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	蔵 本 修 修※	土木本部長
代 表 取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	黒 柳 辰 弥※	建築本部長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	小 山 靖 志※	管理本部長
取 締 役 員 執 行 役 員	居 村 昇 昇※	建築本部副本部長・経営企画担当
取 締 役	岸 和 博	三菱マテリアル株式会社 代表取締役 常務執行役員 セメント事業カンパニープレジデント 宇部三菱セメント株式会社 社外取締役
取 締 役	鈴 木 俊 明	太平洋セメント株式会社 取締役 常務執行役員 セメント事業本部長
取 締 役	佐 野 裕 一	住友電気工業株式会社 常務執行役員 特殊線事業本部長兼特殊線事業部長 住友電工スチールワイヤー株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	朝 倉 浩	
常 勤 監 査 役	大 内 辰 夫	
常 勤 監 査 役	鈴 木 義 晃	

- (注) 1. 取締役岸和博、鈴木俊明および佐野裕一の各氏は、社外取締役であります。また、当社は、取締役鈴木俊明および佐野裕一の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役朝倉浩および大内辰夫の両氏は、社外監査役であります。また、当社は、監査役朝倉浩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役朝倉浩氏は、金融機関出身者で財務・会計に関して相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役岸和博氏が代表取締役を務める三菱マテリアル株式会社から工事の受注ならびに建設資材を購入する等の取引関係があり、また、同氏が社外取締役を務める宇部三菱セメント株式会社から工事を受注する等の取引関係があります。

5. 当社は、取締役鈴木俊明氏が取締役を務める太平洋セメント株式会社のグループ会社から建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が両社の売上高に占める割合はどちらも僅少であることから、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。
6. 当社は、取締役佐野裕一氏が代表取締役を務める住友電工スチールワイヤー株式会社から建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が両社の売上高に占める割合はどちらも僅少であることから、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。なお、住友電工スチールワイヤー株式会社は、2019年4月1日付で住友電気工業株式会社への吸収合併により解散しております。また、取締役佐野裕一氏は、2019年3月31日付で住友電工スチールワイヤー株式会社の代表取締役を退任いたしました。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

1) 就任

2018年6月21日開催の第70回定時株主総会において、取締役に鈴木俊明および佐野裕一の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。また、監査役に鈴木義晃氏が再選され、就任いたしました。

2) 退任

2018年6月21日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、鳥井博康および不死原正文の両氏が辞任により取締役を退任いたしました。

(ご参考) 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。なお、2019年3月31日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	塚 原 明 彦	国内関係会社担当兼安全品質環境担当
常 務 執 行 役 員	川 原 利 朗	東京建築支店長
常 務 執 行 役 員	宮 脇 裕 明	東京土木支店長
執 行 役 員	正 木 慎 一	管理本部副本部長兼不動産部長
執 行 役 員	山 田 宏 志	建築本部副本部長兼建築営業部長
執 行 役 員	森 勝 茂	名古屋支店長
執 行 役 員	森 島 修	大阪支店長
執 行 役 員	光 田 秀 幸	東北支店長
執 行 役 員	三 島 康 造	広島支店長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 （うち社外取締役）	11名 (5)	175百万円 (5)
監 （うち社外監査役）	3 (2)	55 (41)
合 （社外役員合計）	14 (7)	231 (47)

- (注) 1. 上記には、2018年6月21日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役2名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第54回定時株主総会において月額3,500万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、別枠で、2016年6月28日開催の第68回定時株主総会において、取締役および執行役員（社外取締役を除く）を対象とした会社業績に連動した業績連動型株式報酬の額として、3事業年度を対象として合計2億6,000万円を上限と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第68回定時株主総会において月額550万円以内と決議いただいております。
4. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ①当事業年度における取締役賞与引当金の繰入額として、取締役（社外取締役を除く）6名に対し16百万円。
- ②当事業年度における業績連動型株式報酬引当金の繰入額として、取締役（社外取締役を除く）6名に対し36百万円。

⑤ 社外役員に関する事項

1)他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

「①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。

2)当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取 締 役	岸 和博	15回中12回	—	経営者としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	鈴木 俊明	13回中11回	—	上場企業の取締役としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	佐野 裕一	13回中12回	—	経営者としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	朝倉 浩	15回中15回	14回中14回	金融機関出身者としての専門的な見地からの発言を行っております。
	大内 辰夫	15回中15回	14回中14回	経営者としての経験と幅広い見識からの発言を行っております。

(注) 取締役鈴木俊明および佐野裕一の両氏は、2018年6月21日開催の第70回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	67百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の金額について同意を行っております。
3. 当事業年度に係る当社と会計監査人との間の監査証明業務に基づく報酬には、2018年3月期英文財務諸表に関する1百万円を含んでおります。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制について、次のとおり決議しております。

- ① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 2002年12月、ピーエス三菱発足に際し、「経営理念」を明確にするとともに、新たに「行動指針」を制定した。
 - 2) 取締役、執行役員および全ての使用人は「経営理念と行動指針」を遵守、実践して企業倫理の確立に取り組み、公正な企業活動を通じて社会に貢献するとともに、創造的で清新なる企業風土を築く。
 - 3) 「社会との調和」「法令の遵守」「企業会計の透明化」を取締役、執行役員および全ての使用人の行動指針とした。
 - 4) 自己完結性の強い業務の中に相互牽制し合う内部牽制システムを構築する。
 - 5) コンプライアンス上疑義ある行為について、使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報、相談できる内部通報制度を構築し、通報者の保護を図るとともに、潜在する問題点を把握して自浄作用を発揮し、法令遵守の実現を図ることとした。
 - 6) 行動指針に則り、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力からの不当な要求を毅然として排除する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 情報の保存・管理
取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、経営会議議事録、回議書等取締役の職務の執行、意思決定に係る情報が記載された文書を、関連資料とともに、事務用文書取扱規程、重要文書保管規程、文書保存年限類別および情報セキュリティ管理基本規程の定めるところに従い、適切に保存し管理する。
 - 2) 情報の閲覧
取締役および監査役は常時、前項の文書を閲覧することができるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) リスク管理の基礎として、ピーエス三菱グループC S R基本規程、C S Rなんでも相談室運用規程ならびに内部者取引防止管理規則、情報セキュリティ管理基本規程を定め、これらの規程に従ったリスク管理体制を構築するものとする。
 - 2) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 執行役員制度
当社は、執行役員制度を導入し、取締役は経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等経営機能に専念し、取締役会は業務執行権限を執行役員に委嘱して執行責任を明確にし、コーポレートガバナンスの一層の充実を図る。

- 2) 経営会議
当社は、職務執行の決定が適切かつ機動的に行われるため常勤の取締役ならびに本部長で構成する経営会議を設置し、原則月2回、全社および当社グループ全体の経営に係わる戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項を審議する。さらに、代表取締役あるいは、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うために、取締役会付議事項について事前に慎重な審議を行い、代表取締役および取締役会の意思決定に資するものとする。
- 3) 本部長・支店長会議
社長・本部長・執行役員・支店長等で構成する本部長・支店長会議を設置し、原則月1回、各本部・支店より受注・損益・業務遂行状況等を報告させ、必要に応じて具体的な施策を協議するほか、経営に係る戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項の周知徹底を図る。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループの経営理念と行動指針に基づき、当社グループ一体となった法令遵守を推進する。また、財務報告に係る内部統制に関し、評価する仕組みを確立して、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。
- 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社取扱規程を定め、同規程に基づきグループ会社運営を実施するものとし、当社の取締役等と子会社の取締役等との間で定期的に会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるものとする。
- 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(i) 当社は、ピーエス三菱グループCSR基本規程を定めることで、子会社にリスク管理体制を構築させ、定期的に報告を受けるものとする。
(ii) 子会社において損失リスクが発生した場合には、関係会社取扱規程に従い、速やかに当社へ報告するものとし、当社および当該子会社間で対策を協議・実施することで、損失の拡大を防止する。
- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(i) 当社は、子会社におけるコンプライアンスの周知・徹底および推進のための啓発活動を支援する。
(ii) 当社の取締役等と子会社の取締役等が定期的な会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるものとする。
(iii) 当社の経営監査室による子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の社長ならびに監査役に報告するとともに、子会社の代表取締役に通知する。

⑥ 監査役の職務の執行のための必要な体制

- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査基準に規定する「監査職務を補助する体制」について監査役と協議し、その使用人の配置に努めなければならない。

- 2) 前号の使用人の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役会に対し、あらかじめ監査役の補助使用人の人事異動等に係る事項について同意を得るものとする。

取締役は、監査役の補助使用人の配置について、監査役と執行側からの指揮命令が相反しないように配慮し、補助使用人を選任する。また、補助使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

- 3) 監査役への報告に関する体制

- (i) 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制

取締役は、法律に定める事項のほか、取締役、執行役員または使用人から監査役に対する報告事項について、あらかじめ監査役と協議して定める。

- (ii) 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの内部通報制度および当社の経営監査室による各子会社の内部監査等を通じて得た情報を、当社監査役に定期的に報告する。

- 4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に相談・通報を行った者に対し、当該相談・通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いは行わず、その旨を規程に定める。

- 5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役と協議の上、監査役の職務を執行するのに必要である予算をあらかじめ定める。また、予算の有無に拘わらず、監査役が外部専門家に依頼した費用などを含め、職務を執行するために発生した費用を請求した時は、職務の執行に必要なでないことが認められた場合を除き、監査役に償還するものとする。

- 6) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する等、監査役との相互認識を深めるように努める。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、当社グループが「経営理念と行動指針」に基づいた事業活動を通じて社会的責任を果たすため、ピーエス三菱グループC S R基本規程を定め、C S R委員会および社内研修等を通じて、当社グループの役職員が「経営理念と行動指針」を遵守、実践していく活動を推進しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規程に基づき、株主総会議事録および取締役会議事録等の重要書類・情報を適切に保存、管理しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、ピーエス三菱グループC S R基本規程で定めたりスクマネジメント活動に従い、C S R委員会において、リスクが顕在化する前に適切に対処できるよう、またはリスクが顕在化した場合に、その被害・損害を極小化できるよう、潜在する各種リスクの洗い出しを実践しております。なお、C S R委員会の審議内容は、当社の取締役会に報告しております。また、当社はピーエス三菱グループネットワークの情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ運用ガイドラインを定めるとともに、サイバーセキュリティの強化を図っております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に基づき当事業年度においては、取締役会を15回開催したほか、全社および当社グループ全体の経営に係わる戦略、基本方針等を審議する経営会議を20回開催しております。また、本部長・支店長会議を12回開催し、経営に係る戦略、基本方針等の周知・浸透を図っております。

なお、当社は執行役員執務規程を定め、取締役会から業務執行権限を執行役員に委嘱して執行責任を明確化し、効率的な意思決定を図っております。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの連結経営を展開し、グループとして企業価値の最大化を実現することを目的に関係会社取扱規程を定め、当事業年度中に関係会社連絡会を2回、関係会社経営協議会を2回開催して関係会社の経営状況を確認し、当社の経営方針の周知・浸透を図っております。

また、当社はピーエス三菱グループC S R基本規程に則りC S R委員会を設置し、当社およびグループ各社のC S R活動を評価するとともに、コンプライアンス活動の周知・浸透を図っております。

なお、当社の経営監査室がグループ各社の内部監査を実施し、監査結果を当社代表取締役社長、監査役およびグループ各社の代表取締役へ報告しております。

⑥ 監査役の職務の執行のための必要な体制

当社は、監査役の監査機能を補助するため、兼任の監査役補助使用人を定め、監査役の指揮命令を優先して監査業務を補助しております。また、監査役の職務執行に必要な費用については、あらかじめ予算を定めるとともに、予算の有無に拘わらず、職務執行により発生した費用は、監査役に償還する手続きを定め、適切に運用しております。

監査役への報告に関する体制整備としては、当社監査役に相談・通報した者が不利益な取り扱いを受けることを禁止するため、ピーエス三菱グループC S R基本規程を整備し、当社グループに周知しております。

本事業年度の監査役の活動については、当事業年度中に開催された経営会議、C S R委員会等の重要な会議に出席するとともに、当社代表取締役社長との定期会合を4回実施したほか、当社の社外取締役（3名）についても、各人ごとの会合を実施いたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	90,196	(負債の部)	54,755
流動資産	69,796	流動負債	44,143
現金及び預金	14,802	支払手形・工事未払金等	17,726
受取手形・完成工事未収入金等	45,868	電子記録債務	5,823
電子記録債権	1,691	短期借入金	6,674
未成工事支出金	3,112	未払法人税等	2,065
その他たな卸資産	2,298	未成工事受入金	3,603
未収入金	1,939	賞与引当金	270
その他	247	完成工事補償引当金	394
貸倒引当金	△163	工事損失引当金	335
固定資産	20,400	預り金	3,431
有形固定資産	13,394	その他	3,816
建物・構築物	3,460	固定負債	10,611
機械・運搬具・工具器具備品	1,060	長期借入金	3,590
土地	8,687	再評価に係る繰延税金負債	1,261
リース資産	160	役員退職慰労引当金	108
建設仮勘定	25	株式報酬引当金	189
無形固定資産	176	退職給付に係る負債	4,695
投資その他の資産	6,828	資産除去債務	251
投資有価証券	2,329	その他	514
破産更生債権等	1,342	(純資産の部)	35,441
繰延税金資産	1,848	株主資本	33,402
退職給付に係る資産	1,658	資本金	4,218
その他	992	資本剰余金	8,110
貸倒引当金	△1,342	利益剰余金	21,318
資産合計	90,196	自己株式	△245
		その他の包括利益累計額	2,038
		その他有価証券評価差額金	712
		土地再評価差額金	1,931
		為替換算調整勘定	△340
		退職給付に係る調整累計額	△265
		非支配株主持分	0
		負債・純資産合計	90,196

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	110,279
売上原価	92,220
販売費及び一般管理費	18,059
営業外収益	9,311
受取利息・配当金	8,747
受取クローラ	46
受移そ	8
営業外払替	23
支為支減そ	110
支減そ	48
経	42
特	279
特	128
固	1
固	34
ゴ	23
減	38
そ	11
税	237
法	8,789
法	60
当	60
非	1
親	3
	11
	1
	18
	8,831
	912
	7,918
	△0
	7,918

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日 期首残高	4,218	8,110	14,505	△252	26,582
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△853		△853
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,918		7,918
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		7	7
土地再評価差額金の取崩			△252		△252
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	0	6,812	7	6,820
2019年3月31日 期末残高	4,218	8,110	21,318	△245	33,402

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 累 積 調 整 額	そ の 他 利 益 累 計 額 合 計		
2018年4月1日 期首残高	801	1,678	△268	△478	1,733	0	28,316
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					-		△853
親会社株主に帰属する 当期純利益					-		7,918
自己株式の取得					-		△0
自己株式の処分					-		7
土地再評価差額金の取崩					-		△252
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△88	252	△71	213	305	△0	305
連結会計年度中の変動額合計	△88	252	△71	213	305	△0	7,125
2019年3月31日 期末残高	712	1,931	△340	△265	2,038	0	35,441

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	80,775	(負債の部)	48,946
流動資産	62,342	流動負債	39,496
現金及び預金	10,814	支払手形	1,765
受取手形	521	電子記録債務	5,823
電子記録債権	1,140	工事未払金	12,934
完成工事未収入金	41,804	短期借入金	6,500
未成工事支出金	3,801	未払金	1,387
仕掛品	1,773	未払費用	296
材料貯蔵品	26	未払法人税等	1,679
短期貸付金	500	未成工事受入金	3,427
前払費用	79	預り金	3,190
未収入金	1,928	賞与引当金	207
その他	114	完成工事補償引当金	394
貸倒引当金	△162	工事損失引当金	323
固定資産	18,433	その他の他	1,566
有形固定資産	11,242	固定負債	9,450
建物・構築物	3,267	長期借入金	3,500
機械・運搬具	204	再評価に係る繰延税金負債	1,261
工具器具・備品	135	退職給付引当金	3,777
土地	7,337	株式報酬引当金	189
リース資産	270	資産除去債務	251
建設仮勘定	26	その他	469
無形固定資産	27	(純資産の部)	31,828
投資その他の資産	7,163	株主資本	29,206
投資有価証券	1,864	資本金	4,218
関係会社株式・関係会社出資金	1,090	資本剰余金	8,110
長期貸付金	200	資本準備金	8,110
破産更生債権等	1,284	その他資本剰余金	0
繰延税金資産	1,433	利益剰余金	17,122
前払年金費用	1,724	その他利益剰余金	17,122
その他	851	繰越利益剰余金	17,122
貸倒引当金	△1,286	自己株式	△245
資産合計	80,775	評価・換算差額等	2,622
		その他有価証券評価差額金	691
		土地再評価差額金	1,931
		負債・純資産合計	80,775

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	95,719	97,811
売上原価	2,092	
売上利益	81,234	83,113
総売上利益	1,879	
営業費用	14,485	14,697
一般管理費	212	
営業外収益	415	7,105
利息配当	79	
営業外費用	79	578
支払利息	9	
営業外費用	115	219
支払利息	1	
営業外費用	32	7,464
支払利息	23	
営業外費用	38	15
支払利息	7	
営業外費用	15	15
支払利息	0	
営業外費用	0	6
支払利息	0	
営業外費用	3	7,473
支払利息	0	
営業外費用	1,887	224
支払利息	△1,662	
営業外費用	△1,662	7,249

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2018年4月1日 期 首 残 高	4,218	8,110	-	8,110	10,979	10,979	△252	23,055
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				-	△853	△853		△853
当期純利益				-	7,249	7,249		7,249
自己株式の取得				-		-	△0	△0
自己株式の処分			0	0		-	7	7
土地再評価差額金の取崩				-	△252	△252		△252
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				-		-		-
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	6,143	6,143	7	6,150
2019年3月31日 期 末 残 高	4,218	8,110	0	8,110	17,122	17,122	△245	29,206

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年4月1日 期 首 残 高	768	1,678	2,447	25,503
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			-	△853
当期純利益			-	7,249
自己株式の取得			-	△0
自己株式の処分			-	7
土地再評価差額金の取崩			-	△252
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△77	252	174	174
事業年度中の変動額合計	△77	252	174	6,325
2019年3月31日 期 末 残 高	691	1,931	2,622	31,828

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社ピーエス三菱
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木	雅 広	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鹿島	高 弘	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植田	健 嗣	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピーエス三菱の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーエス三菱及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社ピーエス三菱
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木	雅 広	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鹿 島	高 弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植 田	健 嗣	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピーエス三菱の2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

株式会社ピーエス三菱 監査役会

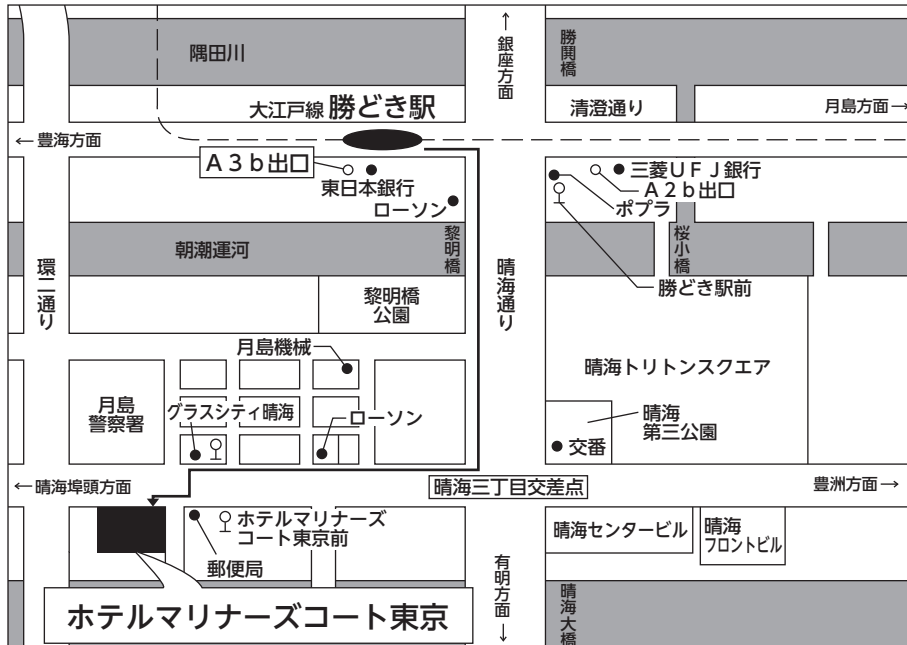
常勤監査役 (社外監査役)	朝	倉	浩	印	
常勤監査役 (社外監査役)	大	内	辰	夫	印
常勤監査役	鈴	木	義	晃	印

以上

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルマリナーズコート東京 4階 (飛鳥)
 東京都中央区晴海四丁目7番28号 TEL. 03-5560-2525



交通機関のご案内

■徒歩でお越しの場合 (大江戸線「勝どき駅」利用)

勝どき駅 (大江戸線) A3b出口より徒歩約15分 (—— 徒歩コース)

■バスでお越しの場合 (都バス「晴海埠頭」行「ホテルマリナーズコート東京前」下車)

①勝どき駅 (大江戸線)

「勝どき駅前」より約6分 (03・05-1系統)

②東京駅 (JR・丸ノ内線)

「東京駅丸の内南口」より約20分 (05-1系統)

※都バス05-2、05-2急行系統「東京ビッグサイト」行は「ホテルマリナーズコート東京前」には停車いたしませんのでご注意ください。

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

③有楽町駅 (JR・有楽町線)

「有楽町駅前」より約15分 (05-1系統)

「数寄屋橋」より約15分 (03・05-1系統)

④銀座駅 (銀座線・日比谷線・丸ノ内線)

「銀座四丁目」より約10分 (03・05-1系統)

⑤豊洲駅 (有楽町線)

「豊洲駅前」より約15分 (錦13・05-1出入系統)